

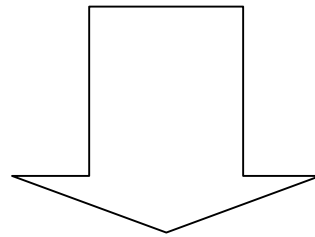
区域の設定について

平成 26 年 7 月 1 日

郡山市

1. 教育・保育提供区域とは

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度において、市町村は地域の実情に応じて、質の高い「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めた5年を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する。



「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域（以下、「区域」）」を設定

2. 区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。

○各年度の児童の認定区分※ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対して、

5年間の「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。

○「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

※認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要がある。

認定区分は以下の3区分。

- ・ 1号認定： 3－5歳児、学校教育のみの利用（保育の必要性なし） 幼稚園
- ・ 2号認定： 3－5歳児、保育の必要性あり 認定こども園、保育所
- ・ 3号認定： 0－2歳児、保育の必要性あり 認定こども園、保育所、地域型保育

3. 区域設定の際のポイント

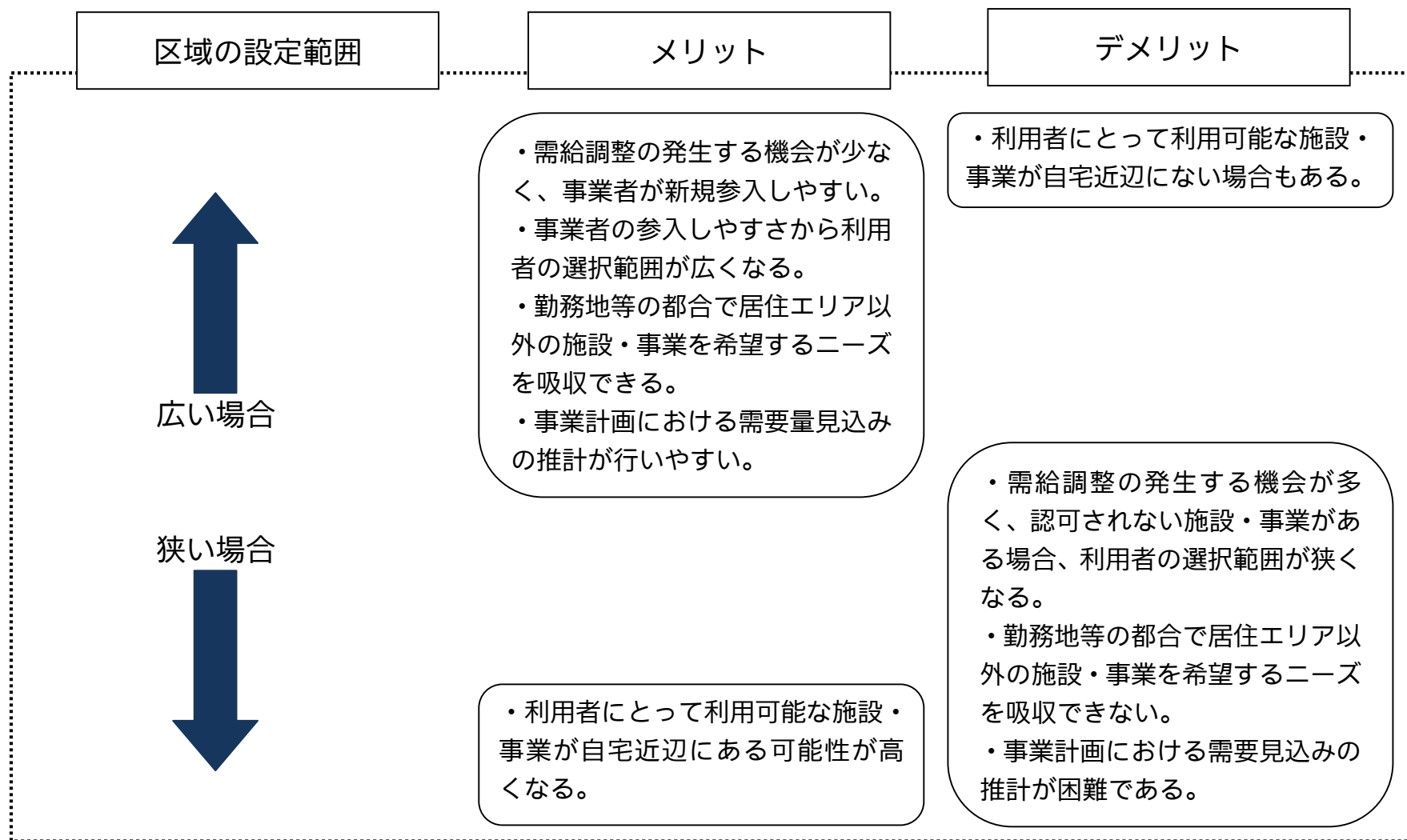
区域設定の際のポイント

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 区域は、地域型保育事業（政令市・中核市の場合、保育所・幼保連携型認定こども園についても）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

本市における区域設定のポイント

- 利用者および事業者にとってわかりやすい区域設定
- 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定
- 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定
- 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定

4. 区域の設定範囲別メリット・デメリット



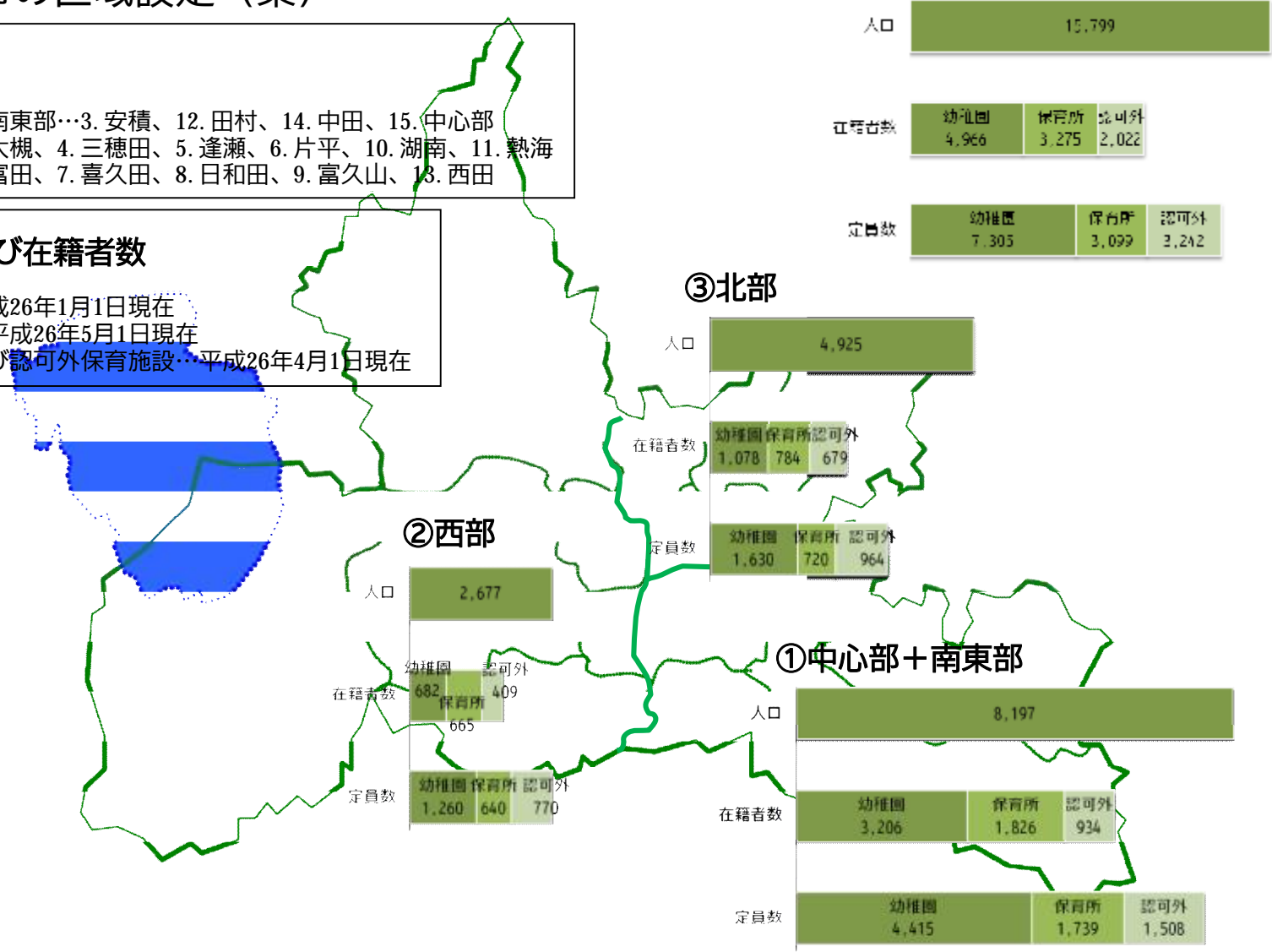
5. 本市の区域設定（案）

3区域

- ①中心部+南東部…3. 安積、12. 田村、14. 中田、15. 中心部
- ②西部…2. 大槻、4. 三穂田、5. 逢瀬、6. 片平、10. 湖南、11. 熱海
- ③北部…1. 富田、7. 喜久田、8. 日和田、9. 富久山、13. 西田

定員数及び在籍者数

人口…平成26年1月1日現在
 幼稚園…平成26年5月1日現在
 保育所及び認可外保育施設…平成26年4月1日現在



市全体

人口 15,799

在籍者数
 幼稚園 4,966
 保育所 3,275
 認可外 2,022

定員数
 幼稚園 7,305
 保育所 3,099
 認可外 3,242

③北部

人口 4,925

在籍者数
 幼稚園 1,078
 保育所 784
 認可外 679

定員数
 幼稚園 1,630
 保育所 720
 認可外 964

②西部

人口 2,677

在籍者数
 幼稚園 682
 保育所 665
 認可外 409

定員数
 幼稚園 1,260
 保育所 640
 認可外 770

①中心部+南東部

人口 8,197

在籍者数
 幼稚園 3,206
 保育所 1,826
 認可外 934

定員数
 幼稚園 4,415
 保育所 1,739
 認可外 1,508

●区域設定の検討の視点を踏まえ、本市の区域設定（案）を以下のとおりとする。

| 分類 | 施設・事業名 | | 区域 |
|---------------|---|----------------------------|-----|
| 教育・保育 | 教育・保育施設 | 幼稚園、保育所、こども園 | |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 | |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ①利用者支援に関する事業 ②地域子育て・支援拠点事業 ③時間外保育事業 ④一時預かり事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥放課後児童健全育成事業 | | 3区域 |
| | ①妊婦検診事業 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 ④子育て短期支援事業 ⑤子育て援助活動支援事業 ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑦多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | | 全市 |

6. 区域設定（案）の理由

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（一部を除く）を通じた共通の区域として、「3区域」を基本とする。

理由

- ・区域設定の検討の視点を踏まえ、市域内において比較的広域な設定であり、なおかつ、市民にとってわかりやすい区域単位であること
- ・教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の現在の実施状況や利用状況に鑑みて、それらに共通した区域単位であること
- ・本市が教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を行う上で、市民に対する情報提供・相談支援等の実施体制と整合する区域単位であること

○地域子ども・子育て支援事業のうち以下の事業については、「全市」を区域とする。

理由

- ①妊婦検診事業⇒妊婦自身が市内各所にある医療機関で受診する事業であること
- ②乳児家庭全戸訪問事業⇒保健師や看護師が乳児の自宅へ訪問する事業であること
- ③養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業⇒利用対象者が限定されること
- ④子育て短期支援事業⇒利用対象者が限定されること
- ⑤子育て援助活動支援事業⇒本市全域を対象とした事業であること
- ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業⇒利用対象者が限定されること
- ⑦多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業⇒本市全体による対応を要すること

(参考)

1. 教育・保育について

○区域：「3区域」

| 分類 | 施設名 | 概要 |
|---------|---------|--|
| 教育・保育施設 | 幼稚園 | 満3歳以上の幼児を対象とし、幼児の心身の発達のために、幼児教育を提供する施設。 |
| | 保育所 | 保護者の就労や病気等のために、保育を必要とする乳幼児を対象に、保護者に代わって保育する施設。 |
| | 認定こども園 | 幼稚園における幼児教育と、保育所における保育サービスを提供する機能を併せ持つ施設。 |
| 地域型保育事業 | 小規模保育 | 主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。新制度のもとスタートする事業。 |
| | 家庭的保育 | 主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、利用定員が5人以下で、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士等）の居宅またはその他の場所で保育を行う事業。新制度のもと、あらたに給付対象となった。 |
| | 居宅訪問型保育 | 主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、当該乳幼児の居宅において、家庭的保育者が訪問し保育を行う事業。新制度のもと、あらたに給付対象となった。 |
| | 事業所内保育 | 主に満3歳未満の乳幼児を対象に、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。新制度のもと、あらたに給付対象となった。 |

(参考)

2. 地域子ども・子育て支援事業について

○区域：「3区域」

| 事業名 | 概要 | 本市の実施状況 |
|--------------|--|--|
| ①利用者支援に関する事業 | 子どもの教育・保育サービスの利用検討時に相談や情報収集を行う。 | 平成 25 年 10 月より、保育士・保育所支援センターを設置。 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児の遊び場の提供や、他の子育て親子との交流、情報収集・相談の場として利用。 | ニコニコこども館、地域子育て支援センター（東部及び南部）で子育て支援事業を実施。平成 27 年度に西部及び北部の支援センターを開所。 |
| ③時間外保育事業 | 事業内容保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用。 | 32 か所の保育所で延長保育として実施。 |
| ④一時預かり事業 | 保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用。また、幼稚園の預かり保育も該当。 | ニコニコこども館、保育所（6 か所）で実施、すべての幼稚園で預かり保育を実施。 |
| ⑤病児・病後児保育事業 | 事業内容子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用。 | 市内 4 ヶ所の医療機関で実施。 |
| ⑥放課後児童健全育成事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、児童クラブを利用。 | 市内小学校敷地内において実施しているが、児童クラブのない小学校も存在する。その他、民間事業者の運営する児童クラブもある。 |

○区域：「全市」

| 事業名 | 概要 | 本市の実施状況 |
|---------------------------------|--|--|
| ①妊婦健診事業 | 妊娠週数に合わせて、時期ごとに必要となる項目を受診する。 | 妊娠の届出のあった者に妊婦一般健康診査助成券を交付し、15回まで助成。 |
| ②乳児家庭全戸訪問事業 | 出産後、出生連絡票を提出し、保健師等の訪問による育児相談や助言を受ける。 | 新生児訪問として、乳児のいる全ての家庭を対象として実施。 |
| ③養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 | 【養育支援訪問事業】出産後間もない時期に、家事・育児の負担軽減を図るとともに、養育困難家庭を早期に把握し、専門的な育児支援を行う。 【要保護児童等に対する支援に資する事業】関係機関・団体等との連携の下、児童虐待の未然防止から支援までの一貫した活動を行う。 | 【養育支援訪問事業】産後ヘルパー派遣事業、育児家庭訪問事業として実施。 【要保護児童等に対する支援に資する事業】郡山市要保護児童対策地域協議会が該当。 |
| ④子育て短期支援事業 | 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等の施設において一定期間、養育・保護を行う。 | 適切に実施できる施設がないため、未実施。 |
| ⑤子育て援助活動支援事業 | 保護者の用事（通院、冠婚葬祭等）の際、保育所・幼稚園への送り迎えや預かりに利用。 | ファミリーサポートセンター事業として実施。 |
| ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの購入に要する費用等を助成する事業 | |
| ⑦多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、設置または運営を促進するための事業 | |